

令和8年度 新宿区育児休業復帰支援事業
(東京都ベビーシッター利用支援事業)

ご利用案内

——【お問い合わせ】——

(ご自身が対象者かどうかの確認について、専用システムのアカウント発行申請について)
新宿区子ども家庭部保育課運営係(新宿区役所本庁舎2階 14番窓口)
TEL:03-5273-4525

(教育・保育給付認定申請、保育所等への入所申込みについて)
新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係(新宿区役所本庁舎2階 14番窓口)
TEL:03-5273-4527

(東京都ベビーシッター利用支援事業の内容について)
東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課
TEL:03-5320-4131

事業概要

1 事業の内容

お子さんが満1歳に達するまで育児休業を取得した後に復職する保護者が、保育所等(※1)に入所できるまでの間(※2)、保育所等の代わりとして、東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者を**1時間150円(税込)**で利用できる事業です。

ただし、各ベビーシッター事業者の規定により、入会金、ベビーシッターがお宅に伺うための交通費、キャンセル料(※3)、保険料等が別途必要です。

※1 「保育所等」とは、区市町村が利用調整を行う認可保育所、認定こども園、地域型保育事業及び認証保育所を指します。(以下同じ)

※2 保育所等への入所が決定した場合、入所を辞退した場合、必要な入所申込みを行わなかった場合は、当該入所(予定)月以降は利用できません。

※3 お子さんの体調不良により利用をキャンセルした場合のキャンセル料については、東京都が指定する書類を認定事業者が指定する期限までに提出した場合に限り、助成対象となります。詳細については、認定事業者にお問い合わせください。

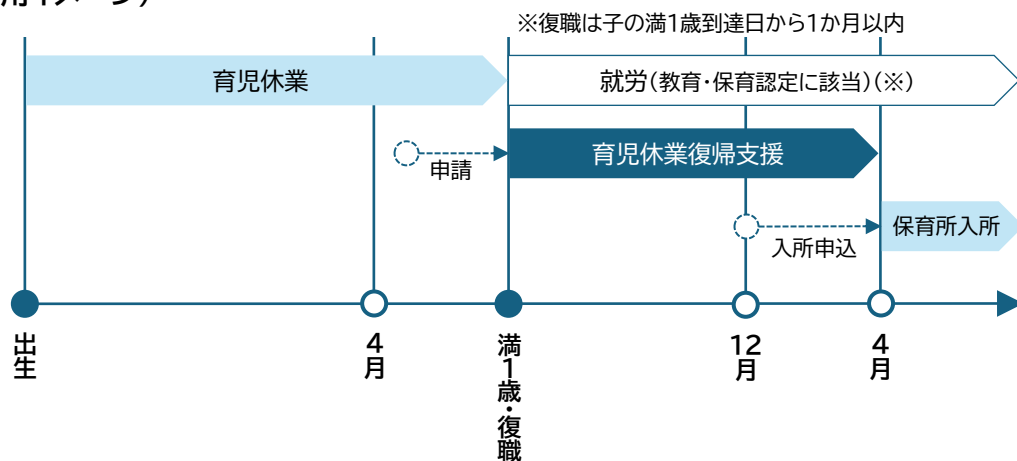
2 利用対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象です。

- ① お子さんが1歳未満での保育所等の入所申込みをせず、満1歳に達するまで育児休業を取得(※)した後、復職すること。
- ② 復職後、1歳児クラス4月入所の申込みを行うこと。
- ③ 保育を必要とする事由に該当し、保育標準時間または保育短時間の認定を受けること。

※ 育児休業期間が6か月や1年6か月の場合、本事業の対象者とはなりません。

(利用イメージ)



3 利用対象期間

育児休業から復職した日 から 令和9年3月31日 まで

4 利用時間

月曜日 から 土曜日 までの 午前7時～午後10時 までのうち、

- 保育標準時間認定の方は、1日11時間まで かつ 月220時間まで
- 保育短時間認定の方は、1日8時間まで かつ 月160時間まで

※ いずれの場合も、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は利用できません。

事業概要

5 利用者負担額

1時間当たり150円(税込)

本事業では、各認定事業者が1時間当たり2,460円(税込)を上限に定めた利用料と、利用者負担額(1時間当たり150円(税込))との差額が助成額となります。

この助成額は、令和3年度税制改正により、利用者にとって所得税法上の「非課税所得」となったため、確定申告等は必要ありません。

6 助成制度

● 交通費助成

本事業によりベビーシッターがお宅に伺う際の交通費について、月額20,000円を上限に助成する制度があります。

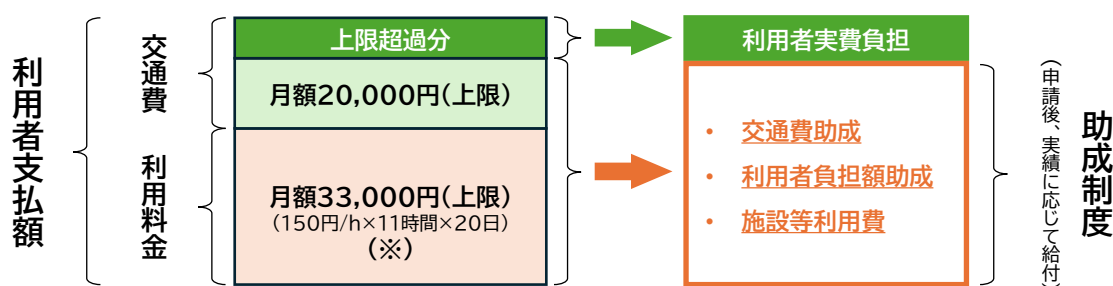
● 利用者負担額助成

課税世帯の児童の助成券利用時にかかる利用者負担額(1時間当たり150円)について、月額33,000円を上限に助成する制度があります。

● 施設等利用費

施設等利用給付認定を取得し、無償化対象事業者を利用した場合の保育料について、非課税世帯の方は、月額42,000円を上限に助成する制度があります。ただし、在籍している保育所や幼稚園がある場合は対象外となる場合があります。

(助成制度のイメージ)



※ 保育標準時間認定を受けた場合。保育短時間認定の場合は月額24,000円(上限)
また、施設等利用給付認定を受けた方は、月額42,000円(上限)

7 提供されるサービス

新宿区が対象者確認書(別紙)によりこの事業の利用を認めるお子さんの保育

※ 他のきょうだいの保育や保育所への送迎、家事等のサービスは含みません。

8 注意事項等

- 認証保育所・認可外保育施設の保育料助成を併用して受けることはできません。
- 新宿区に提出する書類等に虚偽があった場合、利用料金の支払いを滞納された場合、利用約款の規定が守られていないことが判明した場合には、この事業はご利用いただけなくなります。

利用申請フロー

約款の確認

「ベビーシッター利用支援事業利用約款」を必ずお読みください。利用約款のすべての条件にご同意いただくことが、利用の条件となります。

利用方法、利用対象者等にご不明な点等があれば保育課運営係(Tel: 03-5273-4525)までお問い合わせください。

利用申請

本事業の対象者であり、利用を希望する方は以下の書類を揃えて、保育課入園・認定係へ郵送または窓口へ書類を持参し、お申込みください。

□ 教育・保育給付認定申請

保育の必要性を認定する申請です。保護者の方それぞれの保育の事由を確認し、認定します。就労証明書等確認書類の添付が必要です。

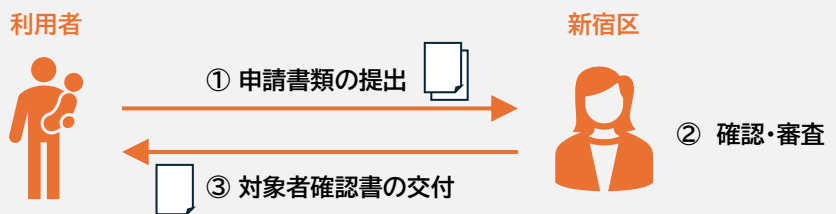
□ 対象者確認書発行依頼書(第1号様式)

本事業の利用対象者であることの証明書の発行を依頼する書類です。対象者確認書は東京都の認定事業者へベビーシッター利用を申し込む際に必要となります。

□ 申立書(第2号様式)

育児休業中に申請するため、事前に復職及び1歳児クラスの4月入所申込みをする旨の申立てをする書類です。

新宿区は、提出された書類を審査し、本事業の対象者であることを確認したときは、**対象者確認書(第3号様式)**をご自宅あて送付します。



事業者 選択・申込

東京都の認定事業者へベビーシッター利用を申し込みます。

お申込みの際には「東京都のベビーシッター利用支援事業を使いたい」旨を必ず伝えてください。

対象者確認書が届いたら、東京都のホームページに掲載されている認定事業者の一覧の中から事業者を選び、希望する保育の内容やお子さんの情報を伝えます。複数の事業者を選ぶこともできます。

※ 同日に複数の事業者を利用することはできません。

<事業者伝えること>

- ・利用日時 ・住所 ・お子さんのお名前 ・性別 ・生年月日
- ・アレルギーの有無等

※ 在宅勤務・自営業の方はその旨もお伝えください。

利用申請フロー

事前説明
契約締結

ベビーシッター事業者からサービス内容の説明を受けます。合意ができたなら、契約を結び、保育内容等を打ち合わせます。

<事業者との打合せ内容の例>

- 1日の保育の流れ
- 保育の方針の確認
- お子さんの発達や健康状態に関する配慮事項
- 食事やおやつについて
- お昼寝の時間や寝るときのくせ
- 保育に使用する部屋、備品
- 家庭で準備するもの 等

ベビーシッター事業者と契約が成立したら、利用開始日の10開庁日前までに、契約書を持参し、保育課運営係の窓口(区役所本庁舎2階14番窓口)にお越しいただき、助成を受けるために必要な専用システムのアカウント発行を依頼してください。

※ 事前に来庁予約(保育課運営係 Tel:03-5273-4525)のうえ、以下の書類をお持ちください。

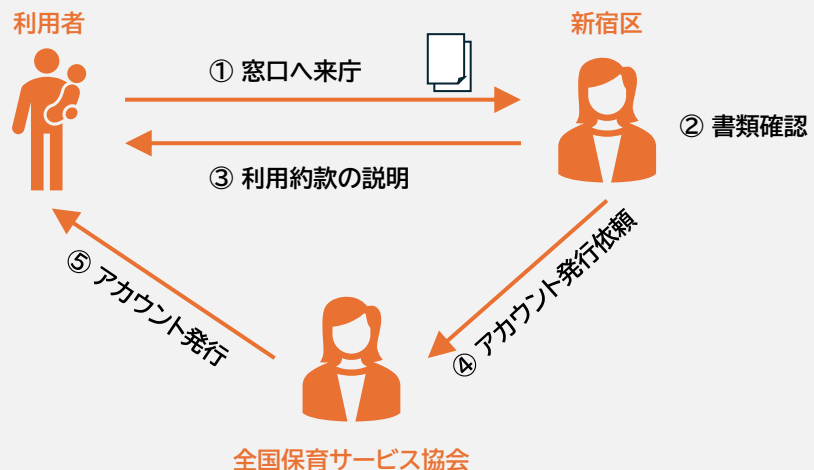
□ 契約書

ベビーシッター事業者との契約が確認できる書類です。

□ アカウント発行申請書(第4号様式)

本事業における助成は、パソコンやスマートフォン等によりアクセス可能な専用システムを利用して行います。専用システムにログインするためのアカウントを申請する書類です。

保育課運営係の窓口にて、本事業の利用約款のご説明をいたします。区は、契約書及びアカウント発行申請書の内容を審査し、助成対象であることが確認された方については、利用開始日までに(公社)全国保育サービス協会からアカウントが送付されます。



約款説明
アカウント発行

申請終了

ご利用の流れ

当日の 打合せ

さあ、ベビーシッターがやってきます。
「こんにちは！〇〇ベビーシッターの△△です。□□ちゃん、よろしくね！」

ベビーシッターは、お約束時間の5～10分前くらいにお伺いします。
そして、保護者の方から引継ぎを受けます。心配なこと、こうしてほしい
と思っていることは、言葉やメモではっきりと伝えてください。

<引継事項の例>

- 当日のお子さんの体調
- 当日の緊急連絡先や連絡方法

保育中

行ってらっしゃい！

お子さんとベビーシッターのゆるやかな時間が流れます。

ベビーシッターは、お子さんの安全を第一に、保育を行います。

手作りおもちゃ、絵本の読み聞かせ、手遊び、お絵かき、外遊びなど…、
楽しい時間が過ごせるように、お子さんの発達や興味に合わせて、ベビー
シッターは工夫をします。

保育の終了

おかえりなさい！

ベビーシッターは、「保育記録」をもとにお子さんの様子をご報告します。

<報告内容の例>

- お昼寝の時間
- 何をして遊んだか
- 食事やおやつの時間と食べた量
- 排せつの時間と様子
- お子さんの様子やご機嫌 など

その他、預けていた間のお子さんの様子について、ベビーシッターに尋
ねたいことがあったら、気軽に聞いてみましょう。

助成券の提示

日々の利用終了後、発行されたアカウントで専用システムにログインし、
利用日と利用時間を登録します。

登録後、画面上に表示された助成券コード(番号)をベビーシッターに伝
えます。(利用者には、利用者負担額のみが請求されます。)

利用終了

こども家庭庁公表

“ 「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」と ” この事業における東京都の考え方

こども家庭庁は、ベビーシッターを利用するときの留意点として、以下の10項目を挙げています。
この事業を利用される際には、必ず確認してください。

留意点 1

まずは情報収集を

ベビーシッターを利用するには、事業者申し込み、所属するベビーシッターが派遣される方法と、マッチングサイトを通じてベビーシッター個人に利用者が直接依頼する方法があります。保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報を収集しましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合は特に詳細に情報収集を行いましょう。情報収集にあたっては、都道府県や市町村の情報、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリストなどを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。

東京都は、この事業に参画するベビーシッター事業者について、一定の基準を設けて書面審査を行い、認定しています。でも、どの事業者を利用するか、決めるのはあなたです。事業者のホームページやパンフレット等を十分確認するとともに、不安な点や心配な点については積極的に質問し、ご自身の目で安心してお子さんを預けられる事業者を選んで契約するようにしましょう。

この事業における
東京都の考え方

留意点 2

事前に面接を

ベビーシッターの派遣を事業者に依頼する場合、ベビーシッターに対する希望を明確に伝えましょう。派遣される予定のベビーシッターと事前に面談を希望する場合は、事業者に申し出てください。マッチングサイトを通じて依頼する場合には、インターネットの情報だけを頼りにするのではなく、実際に子どもをベビーシッターに預ける前に必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。

この事業では、契約したベビーシッター事業者が、責任をもって、所属しているベビーシッターをお宅に派遣します。ベビーシッターとの事前の面会を希望する場合は、ベビーシッター事業者に相談してください。

この事業における
東京都の考え方

留意点 3

事業者名、氏名、住所、 連絡先の確認を

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書のコピーをもらうようにしましょう。マッチングサイトを通じての利用の場合には、マッチングサイトで公開されている保育者の情報を再度確認するとともに、都道府県等に事業者としての届出をしているかも確認するといいでしょ。

一般的に、ベビーシッターは、所属事業者が発行した身分証明書を携行してお宅に伺います。コピーの取扱いについては、ベビーシッター事業者に確認してください。

この事業における
東京都の考え方

留意点 4

保育の場所の確認を

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

この事業では、ご自宅以外での保育はできません。

なお、ベビーシッターを利用する際は、ご自宅であっても、ベビーシッターが安全に保育を行えるよう、保育を行うお部屋の片づけやおもちゃ等の整理整頓に努めましょう。(ご自宅の状況が安全に保育をするのに適さないとベビーシッター事業者が判断した場合、利用を断られる場合があります。)

この事業における
東京都の考え方

留意点 5

登録証の確認を

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッターの資格を持っている場合は、保育士登録証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。保育に関する研修を受けているかどうかを確認してもいいでしょう。

この事業に従事するベビーシッターは、原則として、東京都が指定する研修を修了し、その証として「指定研修修了者証」を携行してご自宅に伺います。

この事業における
東京都の考え方

本事業の留意点

留意点6 保険の確認を

万が一の事故に備えて、保険に加入しているかやその内容、金額を確認しましょう。
ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にも同様に確認しましょう。

この事業に参画するベビーシッター事業者は、以下の金額を上回る保険に加入しています。
契約の際は、適用される保険の内容を必ず確認しましょう。

- ①ベビーシッター業に係る経営者の賠償補償保険
対人賠償 1名1億円以上、1事故5億円以上
対物賠償 1事故500万円以上
- ②ベビーシッター業務請負先児童に係る傷害保険
死亡・後遺障害保険金額 1口100万円以上
入院保険金日額 1口1,500円以上 通院保険金日額 1口1,000円以上

この事業における
東京都の考え方

留意点7 預けている間もチェックを

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。カメラなどで子どもの様子を見たいと保育者に伝えてもいいでしょう。

この事業では、契約したベビーシッター事業者が、責任をもってお子さんをお預かりします。
保育中の保護者の方からの電話やメールは、ベビーシッターがお子さんから目を離すことにつながり、かえって危険です。保育中の連絡については、ベビーシッター事業者と確認してください。
なお、お子さんの体調が急変した場合等は、ベビーシッターからご連絡しますので、安心してお預けください。(留意点8もご参照ください。)
また、カメラの利用については、ベビーシッター事業者に相談してください。

この事業における
東京都の考え方

留意点8 緊急時における対応を

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。

お子さんの急な発熱等、体調が急変した場合に備え、保護者の携帯電話番号だけでなく、職場の電話番号、親族の方の連絡先等、複数の連絡先を優先順位をつけてベビーシッター事業者やベビーシッターに伝えておきましょう。

この事業における
東京都の考え方

留意点9 子どもの様子の確認を

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。子どもの様子次第では、お子さん本人にも確認しましょう。

この事業に従事するベビーシッターは、お預かりしていた間のお子さんの様子を記録しています。どんなことをして遊んだのか、食事や排せつの量や時間、お昼寝の様子、お子さんの機嫌など聞いてみましょう。

この事業における
東京都の考え方

留意点10 不満や疑問は率直に

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者やマッチングサイトの運営者等にすぐ相談しましょう。内容によっては、事業者等ではなく、都道府県や市町村の保育担当部署、地域の消費生活センターなどに相談しましょう。

この事業に参画するベビーシッター事業者は、利用者からの相談を受け付ける窓口を設けています。ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合には、ベビーシッター事業者に相談し、お子さんにとってより良い保育が提供されるよう、冷静に話し合しましょう。
また、ベビーシッターに対する不満や疑問が解決しない場合等は、東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課(電話 03-5320-4131)にお問い合わせください。

この事業における
東京都の考え方

Q&A でもっと詳しく教えて



Q

住んでいる区市町村から、この事業の対象者だと案内されました。希望者は全員、この事業を利用することができるのですか？

A

お住まいの場所や、利用を希望される時間帯、各社に所属するベビーシッターの空き状況等により、東京都が認定したベビーシッター事業者と契約が成立しない場合には、ご利用いただけません。まずは、東京都のホームページで公開している認定事業者の中から、希望の事業者を選び、利用の可否を調整してください。

なお、ベビーシッター事業者に利用の申込みをしてから、実際にベビーシッターが派遣されるまでには、おおむね1か月程度かかります。(事業者を確認してください)

Q

契約できる認定事業者は、1社のみでしょうか？

たとえば、A社と週3日、B社と週2日といった形で契約を結ぶことはできますか？

A

複数の認定事業者と契約した場合も助成対象となります。ただし、事業者とのトラブルや重大な事故につながる可能性がありますので、お子さんの引き渡しや必要事項の引継ぎは、必ず、保護者の方からベビーシッターに直接行ってください。(「午前中はA社、(保護者が帰宅しないまま) 午後はB社」というように、同じ日に複数の事業者を交代で利用することはできません。)

Q

利用料の他にかかる費用はありますか？

A

各社規定によりますが、一般的に、ベビーシッターがご自宅まで何う交通費は実費で請求される場合が多いようです。その他、入会金、キャンセル料、保険料等がかかる場合があります。料金については、事前に事業者と十分確認の上、契約してください。(契約上のトラブルについて、東京都やお住まいの区市町村が対応することはできません。)

Q

利用上限の時間数を超えて利用することはできないのですか？

A

この事業の利用上限を超えて利用したい場合は、事業者とオプション契約を結んでいただく必要があります。オプション契約の利用料やサービス内容は、事業者ごとに異なります。

また、料金も全額自己負担となります。

事業者と契約する際によく確認してください。(オプション契約について、東京都やお住まいの区市町村は関与しません。)

Q

今住んでいる区市町村の区域外に引っ越した場合も、引き続き利用できますか？

A

この事業は、区市町村ごとに待機児童対策として行っている事業ですので、区域外に引っ越された場合には利用できなくなります。転居を予定されている場合は、利用を慎重に判断してください。

Q 食事の用意はしてもらえますか？

A お子さんを安全に保育するため、調理はできません。昼食（離乳食、冷凍母乳、粉ミルクを含む）、おやつを含め、保護者が用意してください。用意された食事を電子レンジで温める程度は可能です。なお、家事は一切お引き受けできません。

Q 子どもが体調不良の場合にも見てもらえますか？

A 保育所に準じ、原則として37.5度以上の発熱がある場合等、体調不良の場合にはお受けできません。あらかじめ、事業者を確認してください。

Q この事業の対象でないきょうだいも、一緒に面倒をみてもらうことはできますか？

A きょうだい小学生以上の場合に限り、事業者とオプション契約を結ぶことにより可能です。なお、上のお子さん（小学生、中学生等）がベビーシッターの保育中に帰宅する場合は、別途そのお子さんのシッター料が発生する場合があります。事業者によく確認してください。

Q 仕事が休みの日は、利用できますか？

A 保護者が休暇の日（体調不良等による欠勤を含む。）や、産休・育休中の場合は、利用できません。

Q 職場等、自宅以外の場所で保育してもらうことはできますか？

A 保育を行う場所は、ご自宅に限ります。お散歩や外遊びは可能です。

Q ベビーシッターさんは、毎回同じ人ですか？

A ベビーシッターは、1人でお子さんの保育を行う責任の重い仕事です。お子さんを安全に保育するため、複数名のベビーシッターが日ごとにローテーションで担当したり、1日の中で交代することもあります。この事業では、2～5名程度のベビーシッターが、チームを組んでお子さんを担当します。お子さんの様子や保育の状況は、チーム内で共有し、連続性をもって保育できるようにしています。

Q ベビーシッターさんは選べますか？相性が合わない場合、変更してもらうことはできますか？

A ご希望は、ベビーシッター事業者に伝えてみてください。ベビーシッター事業者は、できる限りご希望に沿ったベビーシッターを手配できるよう努力します。
ただ、他のベビーシッターに先の予約が入っている場合など、ご希望にお応えできないこともあります。後々のトラブルを避けるためにも、事業者との事前面談の際などに、ご希望をはっきり伝えてください。（「派遣されたベビーシッターが気に入らない」等のトラブルについて、東京都やお住まいの区市町村が対応することはできません。）

Q 留守宅をベビーシッターに任せるのは不安です。

A ベビーシッターは、留守宅をお預かりするという使命や倫理について、事前に研修を受けています。保育に使用してよい部屋、立ち入ってはいけない部屋、触ってよいもの、いけないもの、留守中の訪問者や電話にどのように対応するかなどについて、あらかじめしっかり打合せをしてください。
また、トラブルを避けるためにも、貴重品や高価なものは目につかないところにしまっただき、できるだけ施錠管理してください。

Q この事業を利用することにより、確定申告等は必要になりますか？

A この事業では、各認定事業者が1時間当たり2,460円（税込）を上限に定めた利用料と、利用者負担額（1時間当たり150円（税込））との差額を、東京都及び区市町村が公費で負担し、認定事業者に支払います。
令和3年度税制改正により、東京都及び区市町村が公費で負担した額（助成額）は、利用者にとって、所得税法上の「非課税所得」となったため、令和3年1月1日以後の助成額については、確定申告等は必要ありません。

※区市町村に提出した書類等に虚偽があった場合、事業者への料金の支払いを滞納された場合、利用約款の規定が守られていないことが判明した場合には、この事業はご利用いただけなくなります。